



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 阪和興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川弘成  
(コード番号 8078 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 相澤卓也  
(TEL 03-3544-2000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 70 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の当社事業展開に備え、現行定款第 2 条（目的）を見直し、新たな事業内容に機動的に対応できるようにするものであります。
- (2) ガバナンス強化の観点から、法令に従って、取締役会の招集権及び議長を各取締役に認める等の権限分配を図るべく、現行定款第 23 条（取締役会の招集者と議長に関する定め）を廃止するものであります。
- (3) 取締役会における監督機能の強化及び導入済の執行役員制度の明確化を図ることを目的に、定款変更案第 27 条において執行役員に関する規定を新設するとともに、現行定款第 22 条 2 項から執行役員制度上の役付と重なる一部の役付取締役を削除するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>阪和興業株式会社と称する。</u>	第 1 条 (商号) 当社は、 <u>阪和興業株式会社と称し、英文では HANWA CO., LTD.とする。</u> (削除)
<u>前項の商号は、英文では HANWA CO., LTD.とする。</u>	
(目的) 第 2 条 <u>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</u>	第 2 条 (目的) (削除)
1. <u>次の商品の販売業、問屋業及び輸出入業</u> <u>①棒鋼、形鋼、鋼板、線材、軌条、鋼管</u> <u>等普通鋼々材全品種、鉄鋼二次・三次</u> <u>製品、特殊鋼、鋳鍛造品</u>	<u>当社は、鉄鋼、非鉄・金属原料、食品、石油・化</u> <u>成品、機械、木材など広範な分野において、商品・</u> <u>資源等の売買、仲立、代理、問屋、輸出入、開発、</u> <u>生産、製造、加工修理、保守、管理、検査、賃貸借、</u>

- ② 銑鉄、半製品、伸鉄材、鉄屑・合金鉄・  
鉱石・石炭等製鉄原材料並びに製鉄副  
資材
  - ③ 銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニ  
ッケル・クロム・レアメタル等の地金、  
合金及びその製品並びに発生品
  - ④ 製鉄、工作、土木鉱山、農林業、電気、  
化学、船舶、その他の機械類、度量衡  
器並びに工具類
  - ⑤ 石油類、高圧ガス及びその副製品、工  
業薬品類、劇毒物、化成品、各種繊維  
材料及びその製品、その他一般雑貨類
  - ⑥ セメント、木材及びその製品、住宅機  
器その他建設資材
  - ⑦ 農産、水産、林産、畜産、天産物、酒  
類その他の食品及び飲料品並びに飼  
料及びそれ等の製品
  - ⑧ 電子計算機及び同関連機器、産業用ロ  
ボット、通信機器、事務機器及びそれ  
らのシステム・ソフトウェア
  - ⑨ 真珠、貴石、貴金属及びこれらの加工  
品
  - ⑩ 製紙原料、パルプ、紙類及びその加工  
品
  - ⑪ 自動車及びその他輸送用機器の部品  
並びに付属品
  - ⑫ 太陽電池原材料及びその製品
2. 前号商品の製造並びに加工業

リース、レンタル、据付工事請負のほか、物流事業、  
各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。

2. 前項の事業には、下記各号の事業並びに各事業に関  
するコンサルタント業務及び各事業に附帯関連す  
る一切の業務を含む。
- ① 棒鋼、形鋼、鋼板、線材、軌条、鋼管等普通鋼々  
材全品種、鉄鋼二次・三次製品、特殊鋼、鑄鍛造  
品に関する事業
  - ② 銑鉄、半製品、伸鉄材、鉄屑・合金鉄・鉱石・石  
炭等製鉄原材料並びに製鉄副資材に関する事業
  - ③ 銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニッケル・ク  
ロム・レアメタル等の地金、合金及びその製品並  
びに発生品に関する事業
  - ④ 製鉄、工作、土木鉱山、農林業、電気、化学、船  
舶、その他の機械類、度量衡器並びに工具類に関  
する事業
  - ⑤ 石油類、高圧ガス及びその副製品、工業薬品類、  
劇毒物、化成品、各種繊維材料及びその製品、そ  
の他一般雑貨類に関する事業
  - ⑥ セメント、木材及びその製品、住宅機器その他建  
設資材に関する事業
  - ⑦ 農産、水産、林産、畜産、天産物、酒類その他の  
食品及び飲料品並びに飼料及びそれ等の製品に  
関する事業
  - ⑧ 電子計算機及び同関連機器、産業用ロボット、通  
信機器、事務機器及びそれらのシステム・ソフト

	ウェアに関する事業
	⑨真珠、貴石、貴金属及びこれらの加工品に関する事業
	⑩製紙原料、パルプ、紙類及びその加工品に関する事業
	⑪自動車及びその他輸送用機器の部品並びに付属品に関する事業
	⑫太陽電池原材料及びその製品に関する事業
	⑬建設土木工事の設計、監理及び請負業
	⑭艦船、車輛、汽罐、橋梁、索道、堰堤その他各種構造物並びに機械類に関する事業
	⑮損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、倉庫運送業及び貨物利用運送業
	⑯発電及び電気並びに熱の供給に関する事業
	⑰労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
	⑱有価証券の投資及び運用、各種債権の買取、為替取引並びに各種金融業
	⑲鉄鋼・産業機械・輸送機器・事務機器・情報機器の賃貸借、リース、レンタル及びその媒介業
	⑳古物に関する事業
	㉑産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業
	㉒不動産に関する事業
	㉓ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営及び一般旅行業、旅行代理店業並びに広告業
3. 建設土木工事の設計、監理及び請負業	(削除)
4. 艦船、車輛、汽罐、橋梁、索道、堰堤その他各種構造物並びに機械類の設計、製造、修理、据付、管理及び解体又はそれ等の請負業	(削除)
5. 損害保険代理業、生命保険募集業、受託計算業、倉庫運送業及び貨物利用運送業	(削除)
6. 発電及び電気並びに熱の供給に関する事業	(削除)
7. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業	(削除)
8. 有価証券の投資及び運用、各種債権の買取、為替取引並びに各種金融業	(削除)
9. 鉄鋼・産業機械・輸送機器・事務機器・情報機器の賃貸借、リース、レンタル及びその媒介業	(削除)
10. 古物の売買及び売買の受託業務	(削除)
11. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬・処分、再生処理業及びその請負業	(削除)
12. 不動産の売買、交換、賃貸借、リース、レンタル並びにそれらの代理、媒介及び管理業	(削除)
13. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営及び一般旅行業、旅行代理店業並びに広告業	(削除)

<p><u>1 4. 前各号に係るコンサルタント業務</u> <u>1 5. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱) 第22条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議により取締役会長、<u>取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u> 3. (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の招集者及び議長)</u> 第23条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会長が欠員のとき、又は取締役会長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除) (削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき</u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に<u>差し支えあるとき又は欠員のときは、</u><u>取締役会の定めた順序により代行者がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱) (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議により取締役会長、<u>取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (取締役会の決議の方法) (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会規則) (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>第27条 <u>(執行役員を選定)</u> <u>取締役会は、その決議により執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 2. <u>執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>
---	--